

多賀城市監査委員告示第14号

地方自治法第199条第9項の規定により報告した定期監査の結果について、多賀城市長から同条第14項の規定により下記のとおり措置を講じた旨の通知があったので、同項の規定により下記のとおり公表する。

令和3年6月17日

多賀城市監査委員 佐伯 光時
多賀城市監査委員 板橋 恵一

記

- 1 監査対象部署
市民経済部
- 2 監査結果の報告日
令和3年5月26日
- 3 措置を講じた旨の通知があった日
令和3年6月8日
- 4 措置状況報告の内容
別紙のとおり

指摘指導事項等に係る措置状況報告書

- 1 監査の種類 定期監査
- 2 監査実施日 令和3年4月27日
- 3 監査対象部署 収納課
- 4 措置内容

番号	区分	指摘指導事項等の内容	措置の内容
1	指導	歳入調定の時期について、適切ではないものが見られた。	4月28日に課員に指摘内容を周知した。適切な歳入調定の時期について、改めて確認を行っているところであり、次年度以降は、歳入調定の根拠となる書類に基づき適切な時期に調定を行うとともに、課内における確認を徹底します。
2	指導	起案文書について、規程に基づく処理がされていないものが見られた。	4月28日に起案文書の訂正を行い、課員に指摘内容を周知した。今後は、規程を遵守した処理を行うとともに、課内における確認を徹底します。

指摘指導事項等に係る措置状況報告書

- 1 監査の種類 定期監査
- 2 監査実施日 令和3年4月28日
- 3 監査対象部署 生活環境課
- 4 措置内容

番号	区分	指摘指導事項等の内容	措置の内容
1	指導	市から交付する補助金について、その精算処理に誤りが見られた。	消費生活向上事業費補助金の額の確定通知の金額記載誤りについては、令和3年4月28日に通知書の訂正を行った。 今後は校合を正確に行い、誤りを防止する。

指摘指導事項等に係る措置状況報告書

- 1 監査の種類 定期監査
- 2 監査実施日 令和3年5月11日
- 3 監査対象部署 商工観光課
- 4 措置内容

番号	区分	指摘指導事項等の内容	措置の内容
1	指導	補助金に係る事務について、 ア 補助金の交付額確定通知に係る起案文書について、事務処理に不備が見られた。 イ 補助金の交付決定通知について、規程に基づく処理がされていなかった。	補助金交付を行っている事業について、不備等が見られたことから、今後は多賀城市補助金等交付規則に基づき事務処理を行うよう留意する。
2	指導	補助金の執行に係る起案について、市長公室長及び市長公室長補佐（財政経営担当）の合議がないものが見られた。	補助金交付事業について、合議が必要な起案がなされていなかったということから、今後は多賀城市予算規則及び多賀城市事務決裁規定に基づき事務処理を行うよう留意する。
3	指導	検査復命の確認に係る起案について、未決のまま処理されていた。	未決であった起案について、決裁権者に説明をし決裁を行った。今後、このような事が起こらないよう確認等を徹底していきたい。

指摘指導事項等に係る措置状況報告書

- 1 監査の種類 定期監査
- 2 監査実施日 令和3年5月13日
- 3 監査対象部署 市民課
- 4 措置内容

番号	区分	指摘指導事項等の内容	措置の内容
1	指摘	時間外勤務手当の支給誤りが見られた。	支給割合125/100の時間外勤務1時間が多く支給されたことについて、令和3年5月13日付けで勤務状況報告書の訂正、総務課あてに訂正依頼文書を送付した。該当者の、6月支給の給与で調整することになっている。今後は、時間外勤務命令簿、庶務管理システムへの入力、勤務状況報告書の突合を主幹・補佐と共に更に強化し、時間外勤務命令簿の記入の仕方についても、個人の基礎知識として蓄えていきたい。